

大雨警報・洪水警報発令時の対応について

昨今、局地的なゲリラ豪雨や台風等による河川や側溝の増水により、児童生徒が流され亡くなるという痛ましい事故が各地で起こっており、児童生徒の安全を第一に考えて、「大雨警報」や「洪水警報」または、その両方が発令されている場合も、「特別警報」や「暴風警報」発令時と同様の対応となりました。

1. 登校前に「暴風警報」「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令されたときは、家庭で待機させてください。
但し、午前6時までに「暴風警報」「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」が解除され安全が確認できたときは、平常通り授業を実施します。
2. 6時から10時までに「暴風警報」「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」が解除されたときは、解除された時刻から2時間後に授業を開始します。
その際は給食を実施しますが、献立を変更する場合があります。
3. 10時以降11時までに「暴風警報」「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」が解除されたときは、13時から授業を開始します。
その際は、家で昼食を食べてから登校させてください。
4. 11時の時点で「暴風警報」「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令されているときは、臨時休業になります。
5. その他
 - その他の警報あるいは注意報の場合であっても、局地的な大雨、河川、用水、崖崩れ等が起こり得ます。また、「暴風警報」「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」が解除されていても、安全を確保できない場合があります。そのようなときは、安全が確認できるまで、自宅待機させてください。また、上記の警報が解除されていても安全を確保できない場合や、その他の警報（暴風雪警報や大雪警報）の場合でも、学校と教育委員会で気象情報や道路状況を判断し、自宅待機や臨時休業とすることがあります。その際は、「かわら版メール」「学校すぐメール」での連絡を行います。
 - 台風接近時の給食の中止措置について
警報発表の可能性が高い場合、台風最接近予想日の2日前に給食の中止措置を行う場合があります。その際、警報が発表されず、通常授業を実施する場合は、弁当持参となります。